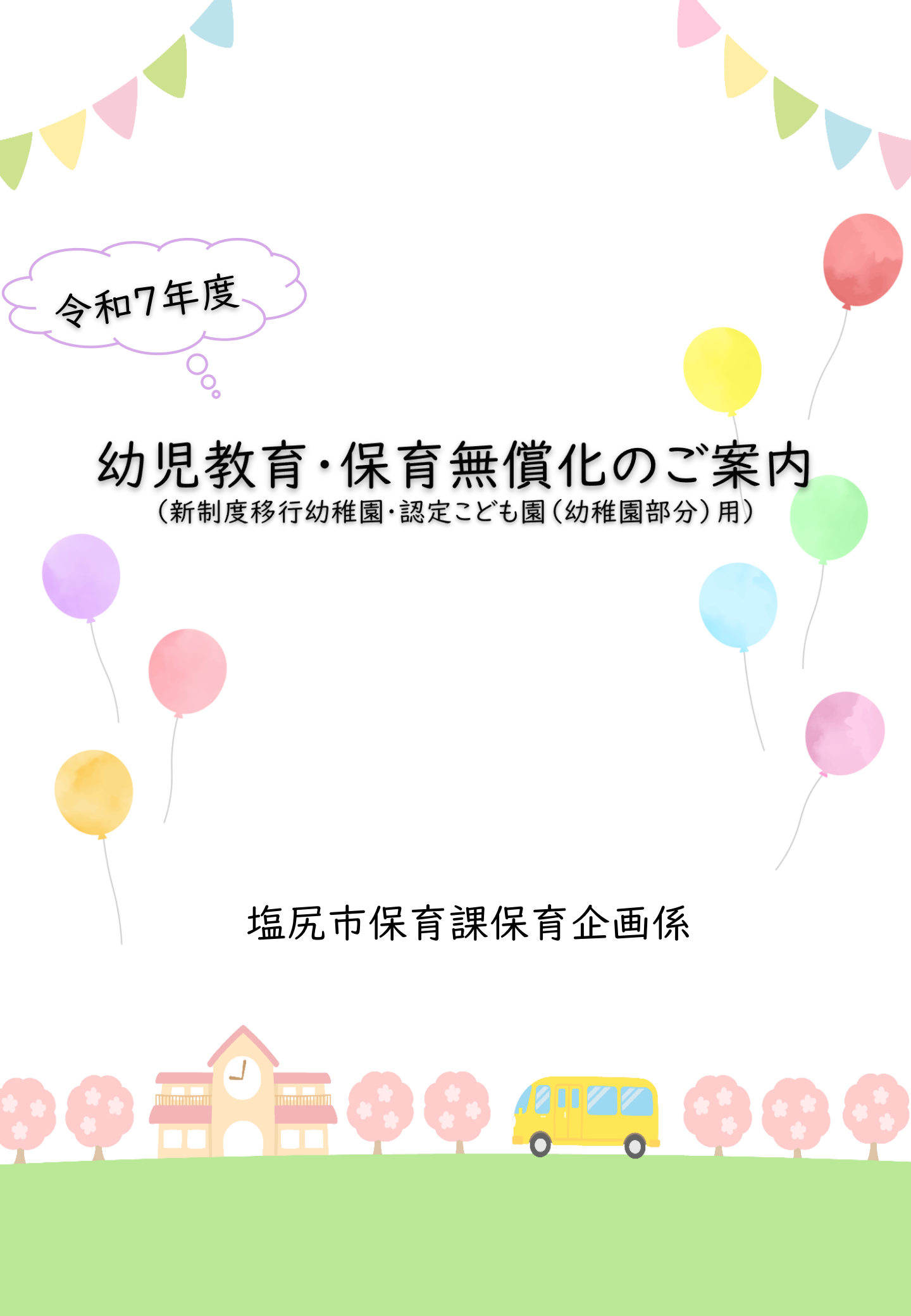


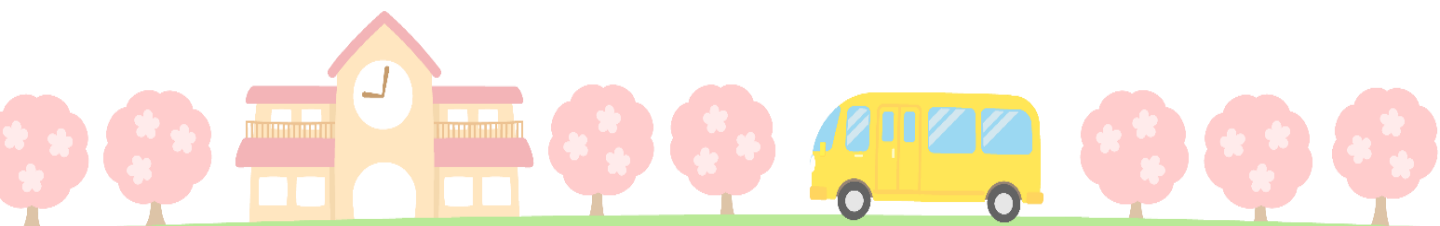


令和7年度

幼児教育・保育無償化のご案内

(新制度移行幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)用)

塩尻市保育課保育企画係



私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の認定について

私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）における保育料の無償化を受けるためには、市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。お子さんがどの認定区分に該当するかご確認の上、認定の手続きをしてください。なお、私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の無償化認定の対象は、満3歳児からとなりますが、第2子以降のお子さんについては、一定の条件を満たすプレスクールを実施している私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）における保育料が無償となる場合があります。

※満3歳児・・・4月1日時点で2歳であり、誕生日を迎え3歳となるお子さんのこと

※第2子以降・・・生計を一にする兄弟がいる場合、当該園児を第2子以降と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。

※保育を必要とする事由は、P3を参照してください。

認定区分表

保育を必要とする事由	市町村民税所得割額	多子区分				
		生年月日				
		第1子		第2子以降		
		令和4年4月2日以降(満3歳児)	令和4年4月1日以前	令和4年4月2日以降(満3歳児)	令和4年4月2日以降(満3歳前のプレ保育)	令和4年4月1日以前
有	課税	A	B	D2	一定の条件を満たす場合のみ 無償化※	B
	57,700円未満	D1	B	D2		B
	非課税世帯	C	B	C		B
無	課税	A	A	A		A
	非課税	A	A	A		A

※詳細は保育課にお問い合わせください。

A 教育・保育給付1号認定

満3歳以上の小学校就学前のお子さん

B 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過しており、保育を必要とする事由に該当するお子さん

C 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、保育を必要とする事由に該当し、市町村民税非課税世帯であるお子さん

D 教育・保育給付1号認定 + 満3歳児預かり保育料軽減認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、保育を必要とする事由に該当し、次の条件を満たすお子さん

D1 市町村民税所得割合計額が57,700円未満（ひとり親世帯等に関し、77,101円未満）の世帯における第1子

D2 市町村民税非課税世帯以外で、家庭における第2子以降

認定手続きについて

1 塩尻市内の私立幼稚園に令和7年度入園が決定されているお子さん

「別紙 電子申請マニュアル」をご参照いただき、ながの電子申請から認定手続きを行ってください。

2 a 塩尻市外の私立幼稚園に令和7年度入園が決定されているお子さん b 年度途中に入園が決定されたお子さん

お子さんの認定区分に応じて、必要書類を通園予定の幼稚園に提出してください。

(1) 認定区分ごとの必要書類

	施設等利用給付 認定申請書	保育を必要とする事由 を証明する書類	満3歳児預かり保育 軽減認定申請書
A 教育・保育給付1号認定	○	×	×
B 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付2号認定	○	○	×
C 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付3号認定	○	○	×
D 教育・保育給付1号認定 + 満3歳児預かり保育軽減認定	○	○	○

(2) 提出期限

a 塩尻市外の私立幼稚園に令和7年度入園が決定されているお子さん
令和7年1月17日(金)まで

b 年度途中に入園が決定されたお子さん
入園する日等の10日前まで(土日祝日の場合は、直前の平日)

保育を必要とする事由について

保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に限り、預かり保育料の無償化認定を受けることができます。

入園の要件	内容
① 就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学・専修学校などに在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に幼稚園等に入園しているお子さんがいて、継続して利用する必要がある
⑩ 家庭育児	3歳未満のお子さんを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



・認定後に保育を必要とする事由を満たさなくなった場合は、施設等利用給付2・3号認定が取り消されます。（例：仕事を辞めた）

・保育を必要とする事由に関する必要書類等の虚偽が発覚した場合は、施設等利用給付2・3号認定が取り消されます。

・年度途中に保育を必要とする事由を変更する場合は、変更手続きが必要です。
（例：就労 → 妊娠・出産）

なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。

保育を必要とする事由及び証明書

① 就労

【条 件】 1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など就労形態は問いません。ただし、**労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。**

【必要書類】 就労証明書（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）

就労証明書は、**申込日から3か月以内に発行されたものが有効**です。



例) 12月提出の場合

証明日が9月1日以降になっているものが有効



就労証明書の証明者が、**本人**または**親族**である場合、以下の書類のうち、いずれか1点の写しを提出してください。（※原則、証明者名義の書類を提出してください。書類を用意できない場合は、保育課にご相談ください。）

令和5年中に収入または給与が発生した場合

・最新の確定申告書（第一・二表） ・最新の源泉徴収票

令和6年1月以降に収入または給与が発生した場合

・営業許可証 ・開業届 ・事業所登録 ・出荷票
・事業所名が記載された保険証 ・事業所名が記載された最新の納税通知書 ・雇用保険の加入状況のわかる書類

② 妊娠・出産

【条 件】 保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること

【必要書類】 母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日がわかる部分）

保育を必要とする事由及び証明書

③ 疾病・障がい

- 【条 件】 保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること
- 【必要書類】 ① 障がいがある方
障害者手帳の写し
- ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方
介護保険被保険者証の写し
- ③ ①、②に該当しない方
保育ができないことに関する医師の診断書（塩尻市の様式）

④ 介護・看護（同居親族）

- 【条 件】 1か月あたり64時間以上、同居親族を介護または看護していること
- 【必要書類】 ① 次のいずれか1点
- ・ 障害者手帳1・2級（療育手帳はA1・A2）の写し
 - ・ 介護保険被保険者証（要介護度3以上）の写し
 - ・ 医師による診断書（塩尻市の様式）
- ② 介護・看護申立書（保護者ご自身でご記入ください）
※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、事前に保育課にご連絡ください。
※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。
※①と②の両方必要です。

⑤ 災害復旧

- 【条 件】 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること
- 【必要書類】 り災証明書

保育を必要とする事由及び証明書

⑥ 求職活動

- 【条件】 求職活動を継続的に行っていること
(自営業の起業準備を含む)
- 【期間】 3か月間
- 【必要書類】 なし(申込の際に求職活動の状況を記入していただきます。)

⑦ 就学

- 【条件】 大学、専門学校、職業訓練校等に就学していること
※1か月あたり64時間以上
- 【期間】 在学期間または年度末までのいずれか短い方
- 【必要書類】 ① 在学証明書(入学前の場合は、合格通知書)
② カリキュラムなど(日数及び時間がわかるもの)
※①と②の両方が必要です。

⑧ 虐待・DV

- 【条件】 虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること
※該当する場合は、保育課及びこども未来課へご相談ください。

⑨ 育児休業中の継続利用

- 【条件】 育児休業をする際に、すでに幼稚園等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要と認める場合
- 【必要書類】 就労証明書(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

⑩ 3歳未満児の家庭育児 ※満3歳児を除く

- 【条件】 施設等利用給付2号認定を受けるお子さんのほかに3歳未満児を家庭で育児していること
- 【必要書類】 なし

保育を必要とする事由の証明書類について

施設等利用給付2・3号認定または満3歳児預かり保育料軽減認定を申請する場合は、父・母ともに、各要件に応じた証明書類の添付が必要です。

証明書類は、次の2次元コードを読み取りダウンロードしてください。

様式のダウンロードはこちらから



保育料の無償化について

令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。私立幼稚園を利用する満3歳から5歳児クラスのお子さんの保育料が無償になります。

また、塩尻市では、「幼児教育・保育の無償化」に加え、多子世帯の経済的な負担軽減を図るため、令和6年度から第2子以降※1の保育料などの無償化を行っています。

無償化の範囲

(月額)

施設等利用給付認定区分	保育料	預かり保育料(補助基準額)
A 教育・保育給付1号認定	無償	免除無し
B 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付2号認定	無償	450円×利用日数 (上限11,300円※2)
C 教育・保育給付1号認定 + 施設等利用給付3号認定	無償	450円×利用日数 (上限16,300円※2)
D1 教育・保育給付1号認定 + 満3歳児預かり保育料軽減認定 ※市町村民税所得割額57,700円未満のみ (ひとり親世帯等に限る、77,101円未満)	無償	225円×利用日数 (上限8,150円※2)
D2 教育・保育給付1号認定 + 満3歳児預かり保育料軽減認定	無償	450円×利用日数 (上限16,300円※2)

※1:第2子以降とは

生計を一にする兄弟がいる場合、当該園児を第2子以降と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。

※2:補助額は、実際の預かり保育料と補助基準額:450円(認定区分D1の場合は225円)×利用日数を比較して低い方の額です。ただし、補助額は各認定に定める上限額までとし、超過した分は、自己負担となります。

【教育・保育1号認定+施設等利用給付2号認定の例】

例1:利用日数20日、預かり保育料9,500円の場合

無償化上限額:9,000円、自己負担額:500円

例2:利用日数26日、預かり保育料11,700円の場合

無償化上限額:11,300円、自己負担額400円

実費負担額(日用品、文房具などの物品購入費、行事参加費、給食費、通園送迎費、保護者会費、写真代など)は無償化の対象にはなりません。

副食費の減免について

給食費は、実費負担ですが、お子さんが第2子以降※1または、市町村民税所得割額の合計が、77,101円未満のご家庭においては、給食費のうち、副食費（おかず・おやつの材料費）に相当する額が減免されます。対象者には、市保育課から減免に関するお知らせを通知します。

副食費減免の範囲

判断基準	減免額
第1子	免除無し
第2子以降 ※1	無 償 ※上限4,800円（月額）
市町村民税所得割合計額 ※2 77,101円未満の家庭	無 償

※1：第2子以降とは

生計を一にする兄弟がいる場合、当該園児を第2子以降と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。

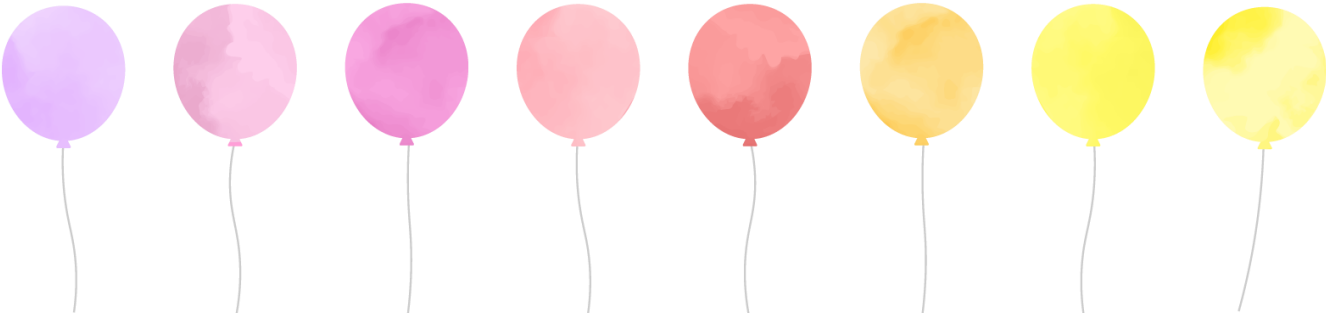
※2：副食費の減免にあたり、次のとおり算定を行います。

○令和7年4月から令和7年8月まで：令和6年度（令和5年分）市町村民税所得割額

○令和7年9月から令和8年3月まで：令和7年度（令和6年分）市町村民税所得割額

原則、父母の市町村民税所得割額を適用しますが、家庭状況によっては、父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の市町村民税所得割額を適用する場合があります。

「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が副食費の減免算定の基準になります。





問い合わせ先

塩尻市保育課保育企画係

電話:0263-52-0844

住所:長野県塩尻市大門七番町4番3号
塩尻総合文化センター1階

